

農地中間管理事業に係る利害関係人の意見聴取

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により農用地利用配分計画(賃借権等)を定めるにあたり、同条第3項の規定により次のとおり利害関係人の意見聴取について公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地について、農地中間管理機構(高知県農業公社理事長)に意見書を提出することができる。

令和3年4月21日

農地中間管理機構
公益財団法人高知県農業公社

1 農用地利用配分計画の概要

申請年度・番号	賃借権の設定をする農用地	地番	設定期間
3年 第20号	南国市西山 字 二ノ口丸	791-1	5年
	南国市西山 字 同	792-1	5年
	南国市西山 字 同	798-1	5年
	南国市西山 字 柳ノ丸	1084	5年
	南国市西山 字 竹田丸	1131	5年
	南国市西山 字 同	1142	5年
	南国市西山 字 同	1144	5年
	南国市西山 字 同	1145	5年
	南国市西山 字 同	1150	5年
	南国市西山 字 荒神丸	692	5年
	南国市西山 字 同	693-1	5年
	南国市西山 字 同	694-1	5年
	南国市西山 字 同	694-2	5年
	南国市西山 字 同	695	5年
	南国市西山 字 同	696	5年
	南国市西山 字 同	697	5年
	南国市西山 字 二ノ口丸	793	5年
	南国市西山 字 同	794	5年
	南国市西山 字 山本丸	812	5年
	南国市西山 字 同	815-1	5年
	南国市西山 字 同	816-2	5年
	南国市西山 字 同	816-イ	5年
	南国市西山 字 同	817	5年
	南国市西山 字 土居丸	836-イ	5年
	南国市西山 字 同	842-イ	5年
	南国市西山 字 竹田丸	1128	5年
	南国市西山 字 同	1129	5年
	南国市西山 字 同	1130	5年
	南国市西山 字 徳岡丸	1158	5年
	南国市西山 字 同	1163-1	5年
	南国市西山 字 同	1163-2	5年
	南国市西山 字 同	1164-1	5年
南国市西山 字 同	1164-2	5年	
南国市西山 字 同	1165	5年	

2 縦覧期間・方法

令和3年4月21日(水)から令和3年4月28日(水)まで
機構ホームページに掲載

3 意見聴取の期間・提出方法

縦覧の期間中
郵送または持参とし縦覧期間満了日までに必着

4 意見書の提出先

780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52
公益財団法人高知県農業公社

5 意見聴取の対象となる利害関係人

機構の借受応募に応募した者のうち、当該地区に借受応募した者で機構のホームページに公表した者